

赤外線治療装置 SKIP Junior TRS-S1

【警告】

- 1) 次の医療用電子機器との併用は、機器に誤動作をまねく恐れがあるので使用しないこと。
 - ①超音波治療器、マイクロ波治療器、電気メスなどの強力な電磁波を放出する装置、強力な磁力線を放出する装置、又はX線を放出する装置との近接した操作（例えば、1m 程の距離）は、機器の出力を不安定にする。
 - ②植え込み型電子装置（例えば、ペースメーカ）を装置した患者に、使用前に専門医の医学的知見が得られない場合には、適用してはならない。
 - ③心電計などの装着型医用電子機器の使用時。（医師に相談すること）
- 2) 次のような部位への使用はしないこと。
 - ①出血部位または月経時の腹部。
 - ②急性の損傷や炎症のある部位。
- 3) 次のような場合は使用しないこと。
 - ①病名などがはっきりしない場合。（医師に相談すること）
 - ②使い捨てカイロや金属類（ネックレス、ベルト、時計、メガネイヤリングなど）は、体から外す。

【禁忌・禁止】

- 1) 次のような人には使用しないこと。
 - ①糖尿病などによる高度な末梢循環障害による知覚障害者。
 - ②温度感知喪失者。
 - ③酒気を帯びた人。
- 2) 次のような人は必ず医師に相談の上、使用すること。
 - ①膠原病、ポルフィリン症、悪性腫瘍、光線過敏症、医薬品服用中、脳神経疾患、急性（疼痛性）疾患、心臓疾患、高熱疾患、感染性の疑いのある患者、妊婦、皮膚疾患及び皮膚過敏症、高齢者、その他医師の治療を受けている人、体に異常を感じている人。
 - ②重度の局所循環障害を持つ患者の当該患部への適用は、専門医の医学的知見を必要とする。
- 3) 次の人は介護者のもとで使用すること。
 - ①麻痺のある人。
 - ②12 歳以下の子供。
 - ③意思表示ができない人。
- 4) その他
 - ①ヒータ部を直接目に向けないこと。
 - ②ヒータユニットを乱暴に扱ったり、ヒータの特性に悪影響をもたらすことから、ヒータユニットを丁寧に扱うように、操作者に注意すること。

【使用上の注意】

1. 機器は必ず振動、衝撃のない水平な所で、水等の掛からない場所に設置すること。
2. 機器の接地は必ず行うこと。
3. 機器を分解して内部や部品に手を触れたり、改造する等は危険なのでしないこと。
4. ランプハウスに布、ビニルシートを掛けないこと。
5. 赤外線ランプまたはランプハウスに触れる場合は、電

源スイッチを切ってから 20 分以上経過後に触れるようにすること。

6. 熟練した者以外は使用しないこと。
7. 操作する場合は必ず照射条件を守ること。
8. 治療を受ける者および操作者は、必ず赤外線遮断メガネを着用すること。
9. この機器の近くで麻酔薬、酸素、水素などの可燃性、および引火性の気体（液体）を使用しないこと。
10. 電磁波の発生するマイクロ波治療器からの直接照射を受けたり、磁気の影響を受けたりする場所では使用しないこと。
11. 畳、ジュートンの上など不安定な場所では使用しないこと。
12. 電力の供給が不安定で、電源電圧が異常に変動する場所では使用しないこと。
13. 赤外線ランプが点灯中の移動はしないこと。
14. 故障の時は電源を切り、「故障・使用不可」等の適切な表示を行い、取扱店またはメーカーの修理が完了するまで機器に触れないこと。
15. 機器の動作状態や治療を受けている者の異常に注意すること。異常があった場合、安全な状態で直ちに機器の作動を停止させ、適切な処置を行うこと。

【形状・構成等】

1) 形状



高さ	1,168 mm
幅	420 mm
奥行	676 mm
重量	13,5kg

2) 構成

- (1) 赤外線治療装置 本体
- (2) 赤外線ランプ
- (3) 付属品
- (4) 取扱説明書
- (5) 保守点検マニュアル
- (6) 保証書
- (7) ご愛用者カード
- (8) 添付文書

3) 使用条件

- (1) 電源 AC100V±10V 50/60 Hz 300VA
- (2) 出力 300W
- (3) 接地設備 第3種接地設備
- (4) 環境条件 5～40℃ 20～80%RH 70～106 kPa

【効能・効果】

温熱効果

【作動・動作原理】

赤外線放射特性の良い赤外線ランプまたは赤外線放射特性の良い材料をヒータで加熱、人体に照射して温める装置である。

【操作方法】

操作方法の詳細は、取扱説明書の『使用方法』を参照ください。

【貯蔵・保管方法及び有効期間等】

- (1) 使用後は、清浄にして保管する。
- (2) 湿度の多い場所で保管しない。
- (3) 輸送時の保管環境
常温常湿で管理してください。

(4) 耐用期間

指定された保守点検を実施した場合に7年です。

(ただし耐用期間は使用状態により変化するため、個別に定める場合はこれを優先します。)

装置を構成する部品の中にはモータの周期が一般市販部品があり、耐用期間内であってもサービスパーツを供給できなくなる場合があります。

【保守・点検に係わる事項】

保守点検には「日常点検」、定期点検」及び「定期交換部品・消耗部品の交換」があります。

1) 日常点検

お客様が「始業点検」と「終業点検」を実施して下さい。詳しくは装置添付の取扱説明書及び保守点検マニュアルを参照ください。

2) 定期点検

定期点検を行ってください。

「お客様に行っていただく点検」と「サービスエンジニアが行う点検」があります。詳しくは装置添付の取扱説明書及び保守・点検マニュアルを参照ください。

- 3) 一定期間（1年程度）使用した機器は、定期点検を取扱店またはメーカーに依頼してください。

【包装】

1台（または1セット）単位

【医用電気機器 EMC 規格適合表示】

本製品は EMC 規格 IEC60601-1-2:2001 に適合している。

【製造販売業者及び製造業者の名称・住所】

製造販売業者

株式会社 タマレイ

242-0007 神奈川県大和市中央林間 6-27-13

連絡窓口 業務グループ

電話 046-274-8822

製造業者

株式会社 タマレイ